



自然エネルギーは 地域のもの

No. 69

コナン市民 共同発電所



イモ発電エネルギー教室& サツマイモ収穫祭が行われました

10月17日、サツマイモの空中栽培に取り組んでいる菩提寺小学校で、イモ発電エネルギー教室が開催されました。

子どもたちは、メタンガスを利用した目玉焼きづくりなどの実験を通して、地球温暖化の仕組みやイモ発電を学びました。

10月27日には、市内作業所の通所者や親子連れが参加し、こなんイモ・夢づくり農園でサツマイモを収穫しました。近畿大学鈴木先生によるメタンガスの燃焼実験も行われました。

収穫したイモは、特産品の開発やイモ発電の実験に活用されます。



☎地域創生推進課(地域エネルギー室)(東庁舎)
☎71・2302 ☎72・2000

コナン市民共同発電所

8・9月の
発電結果

・初号機(バンバン発電所/設備容量20.8kW)

発電量 **3,934**kWh(一般家庭約13軒分)

売電額 **169,948**円

・弐号機(甲陸発電所/設備容量105.6kW)

発電量 **20,840**kWh(一般家庭約69軒分)

売電額 **900,287**円

・参号機(十二坊温泉ゆらら発電所/設備容量16.3kW)

発電量 **2,772**kWh(一般家庭約9軒分)

売電額 **95,799**円

・四号機(柑子袋まちづくりセンター発電所/設備容量23.6kW)

発電量 **5,219**kWh(一般家庭約17軒分)

売電額 **180,368**円

※1軒あたり月間電力使用量=300kWhで換算

「買うと言っていないのに商品が送られてきた」「断ったのに商品を送ると言われた」という「送りつけ商法」の相談が寄せられています。トラブルにあって人のほとんどが高齢者です。需要が増える年末にかけてさらに増えることが予想されます。代金引換で商品が届いても、消費者が購入の申込や承諾をしていなければ、契約は成立していません。支払ってしまった代金は取り戻せなくなる場合がありますので、商品の受け取りや代金の支払いには応じないようにしましょう。



「お久しぶりです」と言ってお電話があり、海産物の詰め合わせを勧められた。断ったが押し切られ、3日後に届くことになった。

また、一方的に商品が送りつけられても、消費者が届いた商品を受け取っただけでは、購入を承諾したことにはなりません。開封せず14日間保管すれば、その後は自由に処分できます。その場合には、代金を支払う必要ありません。ただし、届いた商品を食べたり捨てたりしてはいけません。電話勧誘で商品の購入に同意してしまつた場合は、「クーリング・オフ」をすることができます。送付票の「ご依頼主」に記載の事業者名称・所在地・電話番号と配送伝票番号を記録し、受け取り拒否をしてください。勧誘電話に困惑している場合は、録音機能装置の活用も有効です。数に限りがありますが、警察でも貸し出しています。

消費者
悩みの相談室

高齢者に海産物を送りつけ
受け取り拒否しましょう

☎消費生活センター(東庁舎)
☎71・2360
☎72・3788

